

欠陥問題での法務の役割は何か？

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

前回、製品の欠陥のクレームが多数あるときの法務の役割は、製品の安全性に関する法的責任（製造物責任）の有無を検討することだけか？ 否、ここで問題となるのは、安全だけではなく、利用者である顧客の安心と社会の人々の信頼という経営基盤の問題であり、まさに経営問題である。ここで必要となるのが、経営者のリーガルマインドである。このリーガルマインドとの関連から、法務部門が経営者にアドバイスする役割はないのか？ そういう問題提起をした。

法務部門を法律を中心に考えると、法律問題という視点で守備範囲を考えるから、製品の欠陥の問題を製造物責任の面から捉えることになる。その問題について、経営者から諮問があれば、顧問弁護士等の専門家の意見を聴取した上で、製造物責任があるかないかの法的判断を示すことになる。取締役会も、その法的判断を重要な基礎として、経営判断をすることになる。技術陣に強い自信がある場合、欠陥でないとの法的判断が基礎になれば、安全性に問題はなく、会社にあったくの非はないとなり、それを前提に、クレームに対応すべしという結論になりがちである。

重要なのは、この結論は正しいとして、この結論を出すことが、当該会社の長期的な成長にとって寄与するものかどうかの点である。

正しい結論だったとしても、その結果として、会社が長期的にみれば衰退したというのでは、経営判断が正しかったとはいえない。経営判断が正しかったかどうかは、企業の存在理由から導かれる長期的成長視点から言えば、その判断が長期的成長に寄与したかどうかで見るべきだからである。

企業の長期的成長を支えるものは何か？ 根源的に言えば、顧客や社会の人々の信頼である。石田梅岩の次の言葉が的を射ている。『富の主は社会の人々なり』

社会の人々から富を受け取ることで、企業は存続と成長を支えられるのである。この当たり前のことから考えると、社会の人々にとって重要なのは、安全ということか、それとも、安心ということかである。この最も重要なことを忘れて、安全の問題だけを議論するのは、会社の長期的成長の視点から見ておかしいことである。

ここで分かることは、突き詰めると、安全の問題は、顧客や社会の人々のことを考えているようであって、考えていないということである。顧客や社会の人々からすれば、会社がいかに安全であると言っても、その安全性に社会的な意味での信頼が置かれない場合は、安心できないからである。つまり、安全には、技術の玄人である専門家にとっての安全と技術の素人である顧客・社会の人々にとっての安全とがある。しかも、それが一致しない場合があり、専門家にとって安全でも、顧客・社会の人々にとっての安全ではない場合がありえるのである。その場合は、顧客・社会の人々の側から見れば、「安心」という問題となる。

今回は、ここまでとする。以上を踏まえて、今回は、リーガルマインドの実用性に筆を及ぼすことにする。

鳥飼重和（とりかい しげかず）

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。主著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、『「考運」の法則』（同友館、2009）など他数。